

(平成22年7月22日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

厚生年金関係 7 件

## 三重厚生年金 事案 1124

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年7月1日まで

私は、平成18年2月27日から現在まで、A社において厚生年金保険に加入しており、申立期間に係る標準報酬月額が給与から計算された標準報酬月額に見合う額と相違しているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る給与個人別集計表及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬決定通知書から、3か月間（平成18年4月から同年6月まで）の報酬月額の平均額は14万523円であり、これに相当する標準報酬月額は14万2,000円であることが確認できる。

また、A社は、当時、厚生年金保険の事務担当者が算定基礎届の「決定後の標準報酬月額」欄を記入していたとしており、同欄には「134（千円）」と記載されていることから、当該担当者が標準報酬月額を誤って記載したことがうかがえる。

そして、社会保険事務所は、A社が平成18年の算定基礎届の「決定後の標準報酬月額」欄に記載した「134（千円）」を十分に確認することなく、標準報酬月額を14万2,000円に決定すべきところを13万4,000円に決定したものと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立期間について、事業主は14万2,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額を届け出たが、社会保険事務所が誤った標準報酬月額の決定を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を14万2,000円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を32万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月29日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が厚生年金保険料納付の時効期間を経過してから賞与支払届を提出したため、年金額の計算の基礎とならない期間とされている。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額(32万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月29日に提出したため納付していないことを認めており、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 61 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 29 日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が厚生年金保険料納付の時効期間を経過してから賞与支払届を提出したため、年金額の計算の基礎とならない期間とされている。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月29日に提出したため納付していないことを認めており、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 29 日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が厚生年金保険料納付の時効期間を経過してから賞与支払届を提出したため、年金額の計算の基礎とならない期間とされている。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（21万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年3月29日に提出したため納付していないことを認めており、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1128

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 3 日から同年 12 月 9 日まで  
申立期間について、A社で製品管理及びトラックへの積み込み作業の仕事をしていた。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、当時、A社に在籍していた同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚に照会したものの、当時のA社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

また、申立期間について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「申立人に関する人事記録などの資料は残っておらず不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間にB病院において政府管掌の健康保険証を利用したと供述しているが、同病院に照会したところ、申立人の保険登録画面データから、昭和 62 年 9 月は国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1129 (事案 468 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月ごろから48年11月ごろまで

前回、A社に勤務していた申立期間について、年金記録の訂正は必要ない旨の通知を受けた。しかし、入社当時、事務員に「B社における厚生年金保険の記録を引き継ぐ。」と言われたことを覚えているため、厚生年金保険に加入していたはずである。事実関係を再調査し、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回、A社における当時の同僚の供述から、申立人が同社で勤務していたことは推認できるものの、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について同社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかつた上、法人登記簿により判明した同社の当時の事業主は既に他界しており、同社の元役員も連絡先が不明であるため申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかつたこと、申立期間に同社の同僚から「厚生年金保険料の半分を自己負担しなければならないことや、既に国民年金に加入していることなどを理由にすべての従業員が厚生年金保険に加入していた訳ではなかつたと思う。」との回答があつた上、同僚の中には、本人が入社したとする時期よりかなり後に厚生年金保険に加入している者もみられることから、同社においては、必ずしもすべての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがわれること、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと、当時、

申立人が居住していた市が保管している国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所（当時）の記録によると、申立人は、昭和 42 年 5 月に夫婦共に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、申立期間のうち 36 年 4 月 1 日までさかのぼって国民年金に加入している上、41 年 4 月以降の国民年金保険料について納付しているが、このうち少なくとも昭和 42 年度から 45 年度までは現年度納付していること等を理由として既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 6 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立ての事業所に入社した当時、事務員に「B 社における厚生年金保険の記録を引き継ぐ。」と言われたと覚えていることから、事実関係を再確認してほしいと主張しているため、当時の事務員に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、申立人が当該事業所で勤務していたとの供述をしているものの、「当時、厚生年金保険については本人から言ってこないと入れていなかった。」と供述していることから、同社においては、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況が改めてうかがわれる。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月 1 日から 31 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 19 年 4 月から 30 年 12 月末まで A 社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では厚生年金保険の資格喪失日が 21 年 1 月 1 日となっている。30 年 12 月ごろに体調を崩し、手術及び長期療養が必要なことから同年 12 月末に同社を退職したため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間における A 社の上司及び同僚であったとしている 4 人のうち、連絡先の判明した 1 人に照会したところ、「私は昭和 21 年に当該事業所に就職したが、申立人は私が就職する前に結婚のため退職したと聞いた。」と供述している上、同社において申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、連絡先が判明した 2 人に照会したところ、そのうちの 1 人は、「私が昭和 23 年ごろに同社に就職した時、既に申立人は退職していたと思う。」と供述している。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A 社の後継事業所である B 社に照会したところ、「当時の資料は保存されていないため、申立人が申立期間に A 社に勤務していたかどうかは不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は昭和 21 年 1 月 1 日に A 社の前身である C 社において厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1131

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月1日から同年7月1日まで  
私は、昭和22年1月21日にA社（現在は、B社）に入社し、2か月後には健康保険証を使った。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、C企業年金基金におけるみなし加算開始日が昭和22年1月21日と確認できることから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人と同日（昭和22年7月1日）に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚に聴取したところ、入社日は、2月、3月、4月など一定ではなく、同僚の一人は、「一緒に入社した者が会議室に集まり、会社から厚生年金保険の説明を受け、同年7月に一斉に加入した。」と供述している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間における被保険者資格の取得状況を調査したところ、昭和22年4月に資格取得した2人以外は同年7月に119人（申立人を含む。）が一斉に資格取得していることから、同事業所においては、当時、一定期間内に採用した者はまとめて厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことがうかがわれる。

さらに、B社が保管している厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の資格取得日は昭和22年7月1日と記載されており、これは、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月ごろから23年10月ごろまで  
私は、17歳で上京し、父親の紹介でA社（現在は、B社）へ入社した。C県の造船所でD丸を建造していたため、同所へ派遣され内燃機関取り付け等の業務支援に携わった。入社した時、会社から受領した社員バッチの写真もある。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間後の昭和23年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「B社は昭和25年1月に設立しており、A社は前身だが、当時の書類は残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立人が記憶している同僚はいずれも他界している上、昭和23年11月1日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚に照会したところ、申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年ごろから 40 年 3 月ごろまで

私は、申立期間において、調理師としてA社（現在は、B社）の食堂で勤務していた。申立期間当時、同事業所に勤務していた他の職種の方は厚生年金保険被保険者となっているのに、私には同事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）の供述により、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚に照会したものの、当時のA社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等について供述を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「父親が経営していたA社は、今は無い。B社は昭和 54 年に私と夫が設立した会社で、会社には 55 年以前の資料は残っていないため不明である。」と回答しており、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票には、申立期間について申立人の氏名及び被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1134

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月から 44 年 5 月 1 日まで  
昭和 40 年 8 月ごろから A 事業所に 4 年ぐらい勤務していたが、その期間の被保険者記録が無いので調査して厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は A 事業所の所在地及び事業所について具体的に記憶していることと、従姉妹及び同事業所に入出入りしていた者の供述から、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人が勤務していたとする事業所は飲食業であり、申立期間当時、厚生年金保険法に基づく適用事業所の業種には該当しておらず、社会保険庁長官（当時）の認可を受けて任意適用事業所となることができる事業所であるが、オンライン記録によると、A 事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、当該事業所の法人登記簿も見当たらず、B 会より回答を得た事業主については、連絡先が不明のため申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、A 事業所の同僚の氏名について記憶しているのは姓のみであるため連絡先が判明せず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。